

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人生は誠也」を社訓として、法令等の遵守はもとより、高い企業理念に基づいた企業活動を実践し、グローバル化する経営環境の中で継続的な企業価値の向上に努めております。この経営の精神をバックボーンとして、コーポレート・ガバナンスを企業意思決定及び責任体制に関する適法性、透明性を株主はじめ社会に対して明らかにすることと位置付け、取締役・監査役制度を中心にその強化・充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子的行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家比率の上昇傾向なども踏まえ、議決権の電子行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的な取引関係強化を図ることで当社の中長期的企業価値の向上に資すると認められた場合、株式を保有することを基本的な方針としております。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では、統一の基準を設けておりません。

【原則4-8. 独立社外取締役の人数】

当社は現在独立社外取締役が1名であります。今後は独立社外取締役が2名以上になるよう候補者の確保に努めてまいります。

【補充原則4-11(3)取締役会全体の実効性】

取締役会全体の実効性の分析・評価に関してはその方法も含め、今後検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、年度末には取締役と監査役から関連当事者取引に関する確認書面を徴し、当社の利害を害する関連当事者取引がない旨の証跡としております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1) 経営理念、経営戦略、経営計画
経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算短信、有価証券報告書等にて開示しております。

2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針は当社ホームページ、及び本報告書に記載のとおりであります。

3) 経営幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

取締役および監査役等の報酬等の決定に関する方針は本報告書及び有価証券報告書にて記載のとおりであります。

4) 経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名の方針と手続

経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に関しては、それぞれの役割に求められる知識・経験等や全体のバランスを踏まえ、経営会議の審議を経て取締役会において決定しております。

5) 経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選任と指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、招集通知にて開示しております。社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者については、その略歴を招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1(1)取締役から経営陣に委任される事項の範囲】

取締役会規定を定め取締役会で審議する内容を定めております。また、職務分掌・権限規定を定め審議、決裁や業務執行に関する権限を定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は「社外役員の独立性に関する判断基準」を策定し、東証の定める独立性基準を満たしていることに加え、当社独自の基準を満たし、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選定しております。

【補充原則4-11(1)取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役選任の方針・手続】

取締役の人数に関しては取締役会を効果的に機能させるため定款で10名以内と定めております。また、社外取締役の選任においては取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を基準としております。社外を除く取締役に関しては当社の特性をよく理解し、知識・経験等を含め総合的に判断しております。

【補充原則4-11(2)取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況については有価証券報告書に記載のとおりであります。

【補充原則4－14(2)取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、社外取締役・社外監査役を含む全ての取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする知識を取得するために必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を継続的に行っております。

【原則5－1.株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
株主との対話を促進するため適時、適切な情報開示に努めております。また、株主総会においては株主からの質問に対し丁寧な回答に努め、機関投資家向けには年2回説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コベルコクレーン株式会社	594,000	6.36
株式会社不二越	576,000	6.17
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	550,000	5.89
株式会社りそな銀行	350,000	3.75
株式会社みずほ銀行	328,000	3.51
HORIZON GROWTH FUND N.V.	289,000	3.10
マルカキカイ従業員持株会	283,000	3.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	255,000	2.73
乾 孝義	208,000	2.23
ダイハツ工業株式会社	200,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
泉 信介	他の会社の出身者											
長崎 伸郎	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉 信介		—	コベルコクレーン株式会社における役員としての豊富な知識・経験等を有しており、社外取締役として、業務執行より独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると判断いたしました。
長崎 伸郎	○	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員	トヨタ自動車株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社における豊富な知識を通じて、高い見識を有しておられ、業務執行より独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことは、当社経営にとって重要であり、適切な監督を行っていただけるものと判断いたしました。また、上記項目に該当するものの意思決定に対して影響を与え得る取引関係にはなく、経営陣から独立しているため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、本来の漢字がTDnetでは使用できない

		め、長崎の崎の漢字は正字体を使用しております。
--	--	-------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査室と適宜適時に会合を持ち、監査結果や指摘事項等について、相互に検討、意見交換を行うなど連携を密にし、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古澤 哲	他の会社の出身者													
牛島 慶太	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古澤 哲		――	株式会社不二越において、海外分野での幅広い経験と高い見識を有しておられ、当社の監査が可能であると判断いたしました。
牛島 慶太	○	牛島慶太税理士事務所代表	直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として税務業務を通じて、会社経営に精通しており、客観的・中立的な監査をしていただけると判断いたしました。また、上記項目に該当しておらず、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

(社外取締役及び社外監査役の独立性基準)

次に掲げる各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役は、当社からの独立性を有するものと判断しております。

a.当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者

b.当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

c.当社の主要な取引先(その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える金額となる取引先)又はその業務執行者

d.当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者

e.当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者

f.当社の主要な借入先(当社の直近事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先)又は業務執行者

g.当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者、但し、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者

h.過去3年間において、上記a.からg.のいずれかに該当していた者

i.上記a.からh.のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族

j.就任前10年間のいずれかの時期に、当社又は連結子会社の業務執行者

k.過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む)のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族

l.前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員として職務を果たすことができない特段の事由を有している者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役除く)及び当社と委任契約をしている執行役員を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く) 121百万円 ― 役員の員数 8名
監査役(社外監査役を除く) 13百万円 ― 役員の員数 3名
社外役員 7百万円 ― 役員の員数 4名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役においては取締役会での協議のうえ決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の事務局及び専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部が適宜関係部署の協力を得て対応して

おります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1) 現状の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は8名で構成され、原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項について決定及び報告を行うとともに、業務執行状況を監督しております。また、執行役員制度を導入し、経営に意思決定機能と業務執行機能の分離・分権化を進め、双方の機能の強化を図っております。監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の業務執行を監査しております。

2) 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役は、内部監査室及び会計監査人と密接な情報交換と連携を行い、監査役の機能強化を図っております。

3) 会計監査人

会計監査人として近畿第一監査法人を選任し、監査役及び内部監査室とも連携し、会計における適正性を確保しております。

4) 責任限定契約

当社と取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役いずれも、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、迅速な意思決定と業務執行を行い得る体制と適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築してまいりました。社外取締役2名と社外監査役2名を選任し、経営の公正化及び透明化を高める体制が整っていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っております。
その他	招集通知を当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長が年2回行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等決算情報のほか適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理本部、IR担当役員:取締役兼執行役員管理本部長 飯田邦彦、IR事務連絡責任者:飯田邦彦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」を制定し運用しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンスマニュアル」を制定し運用しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を次のとおり決議いたしております。効果的な内部統制システムの構築を目指して、管理体制の強化に努めてまいります。

内部統制システムの基本的な考え方

当社は「人生は誠也」を社訓とし、「最善の奉仕」をモットーに、「顧客の満足」を使命とし、会社法、会社法施行規則及び法令等の遵守はもとより、高い企業理念に基づいた企業活動を実践し、社会の期待に応える企業となることを目指す。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、役職員が例外なく守らなければならない基本原則として「コンプライアンスマニュアル」を制定する。このコンプライアンスマニュアルを基に、誠心誠意をもって法令、定款及び社内規程の遵守徹底を図り、より一層倫理的な組織文化を構築する。
 - (2) 社長は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて各担当部署において、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - (3) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
 - (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会または経営会議において報告するものとする。
 - (5) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部及び公益通報規程を制定し、通報者がその行為によって不利益を被ることのないよう社内通報システムを整備し、その運用を図る。
 - (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録、保存する。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は事業活動を行ううえで、当社を取り巻くリスクを適切に認識し、管理するため「リスク管理規程」を制定する。また、純粋リスク、価格変動リスク、信用リスク等リスクの把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行うためリスク管理委員会を設置し、その内容を定期的に取締役会に報告するとともに、輸出関連法規及び当社安全保障輸出管理規程遵守によるコンプライアンスの維持・向上を図る。
 - (2) 当社は重大な危機に対するリスク管理体制として、緊急かつ不測の事態に対応するため危機管理規程を定め、同規程に従った危機対応体制を構築する。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長をはじめ取締役、執行役員、子会社責任者によって構成される経営会議において論議を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌・権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるとともに、同規程は法令の改廃、職務環境の変化及びより高い業務効率達成のために随時見直しを行うこととする。
- 5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社は当社の諸規程を基礎とするが、業態または国情等により当社諸規程がそぐわない場合には、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとする。取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - (2) 内部監査室は、子会社に対する当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は監査役の職務を補助すべき使用人として、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
 - (2) 監査役補助者に任命された使用人は、監査役より指揮された監査業務に必要な命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
 - (3) 監査役補助者に任命された使用人の人事異動・評価、賃金等の改定については監査役会と協議するものとする。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、適時担当部門の業務の状況について監査役への報告をすることとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - (2) 社内通報の方法については、内部及び公益通報規程に基づき、その情報受領者を監査役とする。そのことにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

- (1) 当社は公正な経営を実現するため「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令遵守・企業倫理の徹底を図っている。

(2)対応窓口

反社会的勢力に関する事項についての対応はすべて本社・総務部において対応することとする。反社会的勢力から理不尽な要求などの事態が発生した場合は、速やかに顧問弁護士や警察に相談し、適切な指導を受けながら対応することとする。

(3)情報収集

当社は大阪府企業防衛対策協議会に加盟して、警察や地元企業との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を行う。
新規の取引先に関しては、信用調査機関の調査書などを入手し、社歴をチェックするなど、反社会的勢力でないことを確認したうえで、対応するものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1) 当社は投資者に適時適切な会社情報の開示を行うこと、又そのための情報管理体制の構築に努めることが上場会社の重要な社会的責任であると認識し、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、公正かつ適切な会社情報の開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

2) 適時開示に関する責任体制

- (1) 情報管理責任者 管理本部長
- (2) 情報取扱担当部署 総務部(担当責任者 総務部長)
- (3) 公表担当部署 経理部(担当責任者 経理部長)

3) 適時開示に係る社内体制

当社は、「適時開示規則」及び「内部情報管理規程」に則り、投資判断に影響を与える重要な会社情報を以下の内容に分類し、適時適切に開示しております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に係る重要な事項については、取締役会(運営事務:総務部担当)で決議されます。情報管理責任者と総務部は決定事実に基づき開示が必要と判断した場合は、速やかに開示手続きを行います。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実を総務部にて関係部に確認後、速やかに情報管理責任者に報告し、開示の必要性を開示基準と照合し検討いたします。開示が必要な場合は速やかに開示手続きを行います。

(3) 決算に関する情報

決算短信、有価証券報告書等に関する事項及び業績予想等に関する事項(以上 経理部担当)は取締役会にて承認を得た後、情報管理責任者の指示のもと開示手続きを行います。

(4) その他これらに準ずる経営・業務に関して重要な影響を及ぼす事実

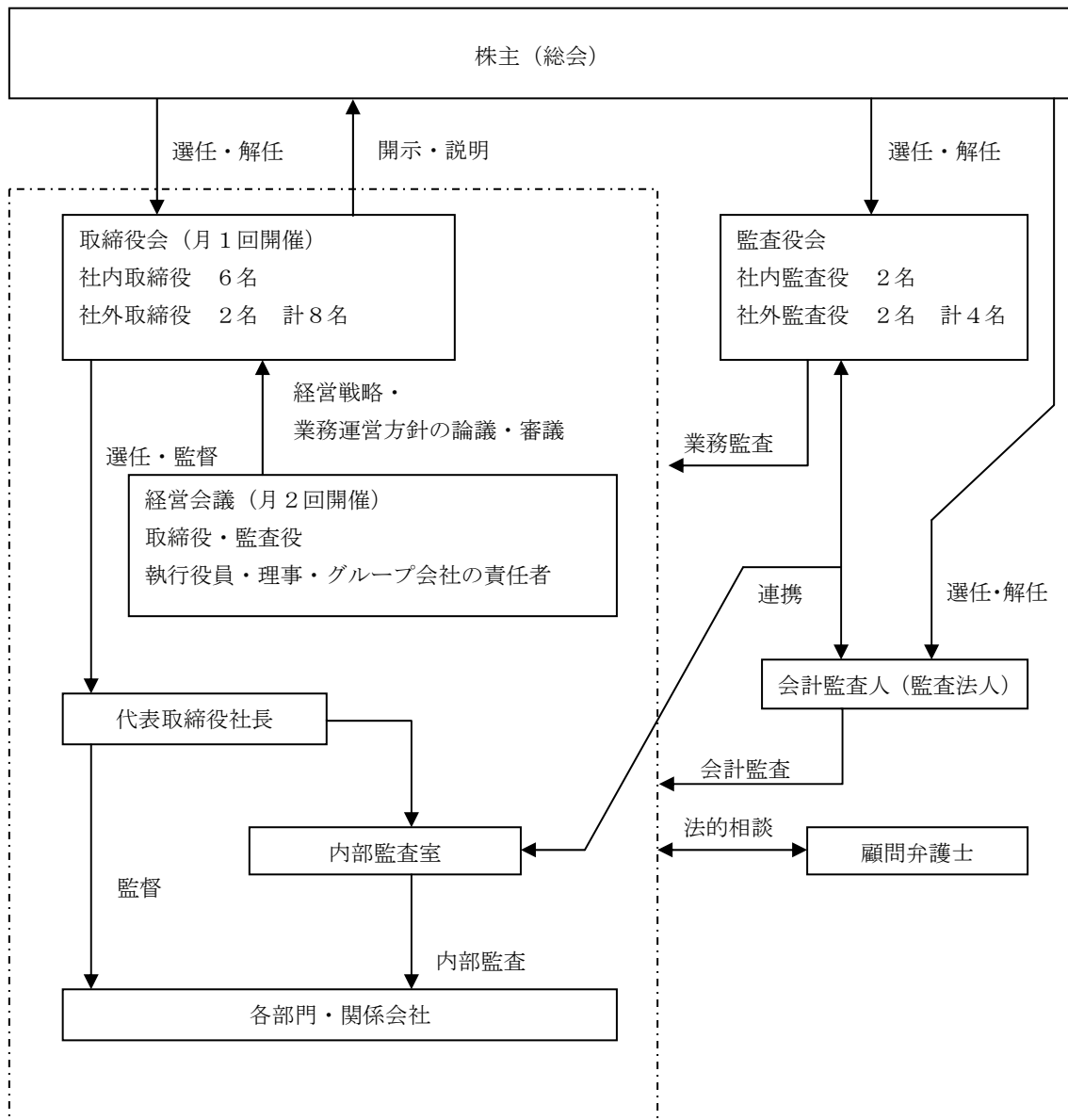
情報管理責任者のもと、総務部及び経理部が社内の情報を適確に把握し、各部から報告される情報をあわせて検討しながら、開示手続きを行います。

4) 子会社に係る情報

子会社の代表者(社長)が子会社に係る会社情報の開示等の情報連絡責任者となっており、投資判断に影響を与える重要な事実が発生した場合には、当社の総務部長へ直ちに報告いたします。報告を受けた総務部長は、内部情報管理の徹底を図るとともに、情報管理責任者へ報告いたします。なお、各子会社とも当社の内部情報管理規程を準用しております。

5) その他

公表した発表内容は当社のホームページに速やかに掲載し、積極的なディスクロージャーを行っております。



(適時開示体制図)

